

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分類表

区分	対象物の例	主な排出事業者	一廃	産廃
①燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、 炉清掃排出物(すす)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際 の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
②汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、 道路側溝の泥状物	全事業所(工場、飲食店、旅館、国、県、市等)		●
③廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの 動植物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		●
④廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、 アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		●
⑤廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、 自動車用不凍液等	全事業所		●
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物 を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、 農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用の ペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる弁当がら等 のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、 発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
⑦ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、 天然ゴム製器具等	全事業所		●
⑧金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、 ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の 金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
⑨ガラスくず、 コンクリートくず、 陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、 瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
⑩鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、 粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
⑪がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの 破片、レンガの破片等	全事業所		●
⑫ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で 発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●

※ この分類表は、あくまでも一例です。

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分類表

区分	対象物の例	主な排出事業者	一廃	産廃
【業種指定】 ⑬紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用品、カタログ、梱包紙、ダンボール	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
【業種指定】 ⑭木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		●
	残材、チップ、おがくず、家具製品等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材、板され、看板等	物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	木製パレット(パレットに固定された木製の構築物を含む)	全事業所		●
【業種指定】 ⑮繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず(化繊は除く)	繊維製品製造業(衣類その他)	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
【業種指定】 ⑯動植物性残さ	魚・獣の骨、内蔵のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等 卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等		●
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
【業種指定】 ⑰動物性 固形不要物	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
【業種指定】 ⑱動物の死体	牛、馬、豚、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
【業種指定】 ⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●